

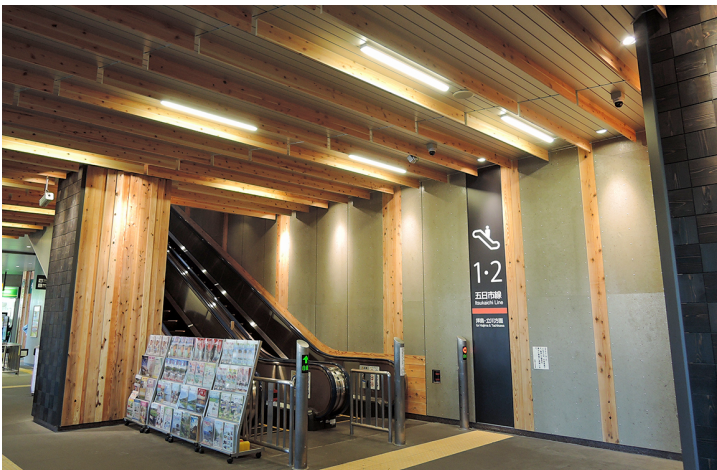
～にぎわい施設で多摩産材を活用した施設整備を支援します～

にぎわい施設で目立つ 多摩産材推進事業

終日多くの人が集まり、誰でも利用できる民間事業者が運営する施設（にぎわい施設）での、多摩産材の利用を支援します。目立つ形で多摩産材を利用し、より多くの目に触れることで、多摩産材のPR及び利用拡大に繋げていきます。

支援内容（詳細は裏面参照）

- | | |
|------|--|
| 対象事業 | 多摩産材を目立つ形で使った内装や外装の木質化、什器等の整備 |
| 対象施設 | 東京都内に所在し、終日多くの人が集まり、誰でも利用できる民間事業者が運営する施設（にぎわい施設） |
| 補助金額 | 補助対象経費の2分の1以内（上限5,000万円） |



東京の木・多摩産材

東京の森林は、地域材である「東京の木多摩産材」の供給に加え、水や大気の浄化、二酸化炭素の吸収や災害の防止等の機能を持っています。

この多面的機能を十分に発揮していくには、伐採・利用・植栽・保育という森林の循環継続が必要であり、特に多摩産材の利用拡大が欠かせません。

※本事業は東京都と契約を結んで、
（公財）東京都農林水産振興財団が運営しています。

にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業について

①【支援対象事業】

多摩産材を目立つ形で使った内装や外装の木質化、什器等の整備

②【応募対象者】

上記①の事業を、事業費の50%以上の自己資金及び借入金を保有し実施可能な者（国又は地方公共団体等を除く）

③【支援対象施設】

上記②の応募対象者が運営し、東京都内に所在する民間の施設で、人が多く集まり、誰でも利用できる商業施設等のにぎわい施設

④【補助金額】

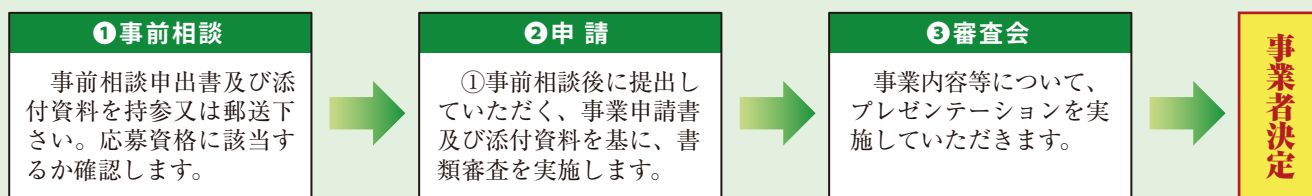
上記①の事業に要する経費（補助対象経費）の2分の1以内（上限5,000万円）

⑤【募集条件】

下記ア～クのすべてを満たすこと

- ア 施設の利用者が原則として制限されないこと
- イ 施設において多摩産材が目立つ形で利用されていること
- ウ 施設の利用者に対し、多摩産材利用の旨を発信すること
- エ 整備完了後も木材の良さや、森林の大切さをPRする取組みを実施すること
- オ 施設利用者数が年間10万人以上であるか、又はそう見込めること
- カ 補助金額申請額が1,000万円以上（補助対象経費が2,000万円以上）であること
- キ 施設の延べ床面積が200㎡以上であること
- ク 多摩産材を表面の仕上げ材に使用する床・壁・天井等の延べ床面積が20㎡以上、又は仕上げ材及び木製什器等に使用する多摩産材の材積が1㎡以上のいずれか一方に該当すること

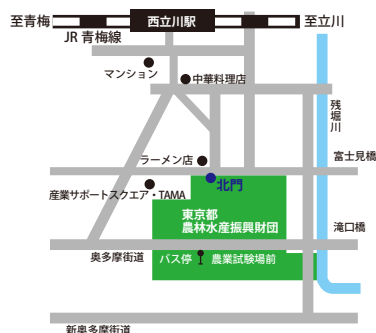
⑥【事業者決定までの流れ】



⑦【事業の特色】

- ア 工事の着工及び竣工が来年度以降の事業、工期が数年かかる事業でも申込みが可能です。（但し、平成32年度末までの竣工及び事業費支払い完了が必須）
- イ すでに全体または一部について契約を締結している場合や、着工している場合でも、補助金交付が認められる場合もありますので、ご相談ください。

募集期間、応募方法、必要書類、審査方法に関する詳細については、『公益財団法人東京都農林水産振興財団』のホームページを必ずご確認ください。



育てます豊かな食とみどりの東京
公益財団法人 東京都農林水産振興財団
Tokyo Development Foundation for Agriculture, Forestry and Fisheries

【お問い合わせ先】

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1
公益財団法人東京都農林水産振興財団 森の事業課
(TEL) 042-528-0641 (FAX) 042-528-0619
メール: nigiwai@tdfaff.com
URL: <http://www.tokyo-aff.or.jp/shinrin/hojozigyo.html>